



区分	要件	支援内容
奨励金	○新設・増設・移転に伴う建物及び償却資産の投下固定資産額が3,000万円以上の事業所を設置した事業者 ○開業日前後90日以内に市内在住者を新規常時雇用従業員として雇用し、1年以上継続雇用した施設設置事業者	【事業所設置奨励金】 ・前年度に賦課された建物及び償却資産に係る固定資産税額の5割相当額を5年間交付 【雇用促進奨励金】 ・従業員1人につき20万円を交付 (限度額1,000万円・1回限り)
制度融資	【特別融資】 ①個人：1年以上市内に住所を有していること 法人：1年以上市内に事業所（本店）を有し、かつ市民税が課税されていること ②同一事業を1年以上営んでおり、今後も継続して営むことが確実であること ③市税を滞納していないこと ④保証協会の信用保証を受けることができること 【創業者支援融資】 ①市内で創業する具体的な計画があること又は市内で創業後1年未満であること ②市町村税を滞納していないこと ③市が定めた創業支援事業計画に基づく所定のセミナーを受講していること	○保証料全額を市が負担 ○貸付利率の1/2（上限1%）を市が負担 【特別融資】 ・設備資金（7年以内）：1,500万円 ・運転資金（5年以内）：1,000万円 【創業者支援融資】 ・設備資金（7年以内）：1,000万円 ・運転資金（5年以内）：1,000万円